

平成26年度

環境モデル都市 住宅エコリフォーム助成事業 助成案内

1 助成対象の要件

(1) 対象者

助成金申請時に尼崎市に住宅を所有し、かつその住宅に居住していること
市県民税を滞納していないこと

賃貸住宅に居住している人や賃貸住宅の所有者（所有者が居住している住戸の部分は除く）は対象外です。

「兵庫県うちエコ診断」(無料)を受診する必要があります。診断は、専門の診断員が、ご家庭の電気やガスの使用状況などをもとに、専用ソフトを使って対面で行います。このため、申請者は、市役所等にお越しいただく必要があります。詳しくは、5ページの【(3) うちエコ診断申込書・事前調査票】の欄をご覧ください。

(2) 対象住宅

一戸建ての住宅、長屋建ての住宅又は共同住宅の住戸部分（居住の用に供する部分以外の部分の床面積の合計が延べ面積の2分の1以上であるものを除く）

国、兵庫県又は尼崎市の他の助成金の交付を受ける場合は対象外（創エネルギー機器設置工事に係る助成は除く）

(3) 助成対象工事

対 象 工 事	助 成 金 額
窓の断熱改修工事又は窓ガラスの交換	2,000円/箇所 ~ 18,000円/箇所
床、屋根・天井、外壁の断熱改修工事	30,000円/式 ~ 100,000円/式
上記の工事に加え、創エネルギー機器（エネファームなど）を設置する工事	30,000円/式 ~ 70,000円/式

市内業者が施工した場合は、助成金額が1.5倍になります。

詳しくは、裏面をご確認ください。

(4) 申請期間

平成26年6月2日（月）から平成26年11月28日（金）まで

工事の着工前に申請してください。既に着工した工事は、助成の対象外です。

申請期間内であっても、予算の範囲を超えれば受付(変更届を含む)を終了します。

申請先（問い合わせ先）

尼崎市役所 住宅・住まいづくり支援課（北館5階）

〒660-8501 尼崎市東七松町1丁目23番1号（電話 06-6489-6608）

2 助成対象工事

別表 1

対象工事		助成金の額	求める仕様・性能等															
窓の断熱改修工事 (内窓設置、外窓交換)	小	窓の外寸面積が 0.2 m ² 以上 1.6 m ² 未満	7,000 円/箇所															
	中	窓の外寸面積が 1.6 m ² 以上 2.8 m ² 未満	12,000 円/箇所															
	大	窓の外寸面積が 2.8 m ² 以上	18,000 円/箇所															
窓ガラスの交換	小	ガラスの寸法が 0.1 m ² 以上 0.8 m ² 未満	2,000 円/枚															
	中	ガラスの寸法が 0.8 m ² 以上 1.4 m ² 未満	4,000 円/枚															
	大	ガラスの寸法が 1.4 m ² 以上	7,000 円/枚															
床の断熱改修工事		50,000 円/式	改修後の窓ガラスを、以下の仕様のいずれかとするもの、又はこれと同等以上の性能を有するもの。 (1) ガラス単板 2 枚 (中間空気層 12 mm 以上) 入り建具 (2) 複層ガラス (空気層 6 mm 以上) 入り建具 (3) ガラス入り建具で、ガラス中央部の熱貫流率が 4.0 以下															
屋根・天井の断熱改修工事		30,000 円/式	該当する部位全体を対象とし、部位別に定める最低使用量以上の断熱材を使用すること。															
外壁の断熱改修工事		100,000 円/式	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">熱伝導率 [W/(m・K)]</th> <th colspan="3">最低使用量 (m²)</th> </tr> <tr> <th>外壁</th> <th>屋根・天井</th> <th>床</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>0.052~0.035</td> <td>6.0</td> <td>6.0</td> <td>3.0</td> </tr> <tr> <td>0.034 以下</td> <td>4.0</td> <td>3.5</td> <td>2.0</td> </tr> </tbody> </table>	熱伝導率 [W/(m・K)]	最低使用量 (m ²)			外壁	屋根・天井	床	0.052~0.035	6.0	6.0	3.0	0.034 以下	4.0	3.5	2.0
熱伝導率 [W/(m・K)]	最低使用量 (m ²)																	
	外壁	屋根・天井	床															
0.052~0.035	6.0	6.0	3.0															
0.034 以下	4.0	3.5	2.0															

別表 2

種類	助成金の額	仕様・性能等
太陽熱利用システム	30,000 円/式	次の各号に掲げる要件を全て満たしているものとする。 (1) 住宅の屋根等への設置に適したものであること。 (2) 太陽熱エネルギーを集めて給湯に利用する自然循環型の太陽熱温水器又は不凍液等を強制循環する太陽熱集熱器と蓄熱槽から構成され、給湯や空調に利用するソーラーシステムであること。 (3) 一般財団法人ベターリビングの優良住宅部品 (BL 部品) 認定を受けていること。
ガス発電・給湯暖房システム (エコウィル)	50,000 円/式	次の各号に掲げる要件を全て満たしているものとする。 (1) 都市ガス又はLPガスを燃料とし、ガスエンジンユニット及び貯湯ユニットから構成され、電気及び熱の供給を主目的とするシステムであること。 (2) 熱出力が5kW以下であること。 (3) 10kW未満の小出力発電設備であること。 (4) JIS基準 (JIS B 8122) に基づく計測を行い、総合効率が低位発熱量基準 (LHV 基準) で80%以上であること。 (5) ガスエンジンの排熱を回収し、熱の有効利用ができる機構を備えていること。 (6) 貯湯ユニットには、ガスエンジンユニットの排熱を吸収する貯湯槽を備えていること。
家庭用燃料電池 (エネファーム)	70,000 円/式	次の各号に掲げる要件を全て満たしているものとする。 (1) 燃料電池ユニット及び貯湯ユニットから構成され、電気及び熱の供給を主目的とするシステムであること。 (2) 定格運転時において0.5から1.5kWの発電出力があること。また、熱出力温度 (燃料電池ユニット部出口における温水温度) は摂氏50以上であること。 (3) 燃料電池の排熱を回収し、熱の有効利用ができる機構を備えていること。 (4) JIS基準に基づく計測を行い、定格運転時における総合効率が低位発熱量基準 (LHV 基準) で80%以上であること。 (5) 貯湯タンクは燃料電池ユニット部の排熱を蓄えられること。

市内業者が施工した場合は、助成金額が1.5倍になります。なお、市内業者とは、本市の市域内に主たる事務所を有する者です。

助成の対象となる工事は、助成金交付決定後に着工してください。既に着工した工事は助成の対象外です。また、工事は申請年度の1月30日 (金) までに完了することが必要です。

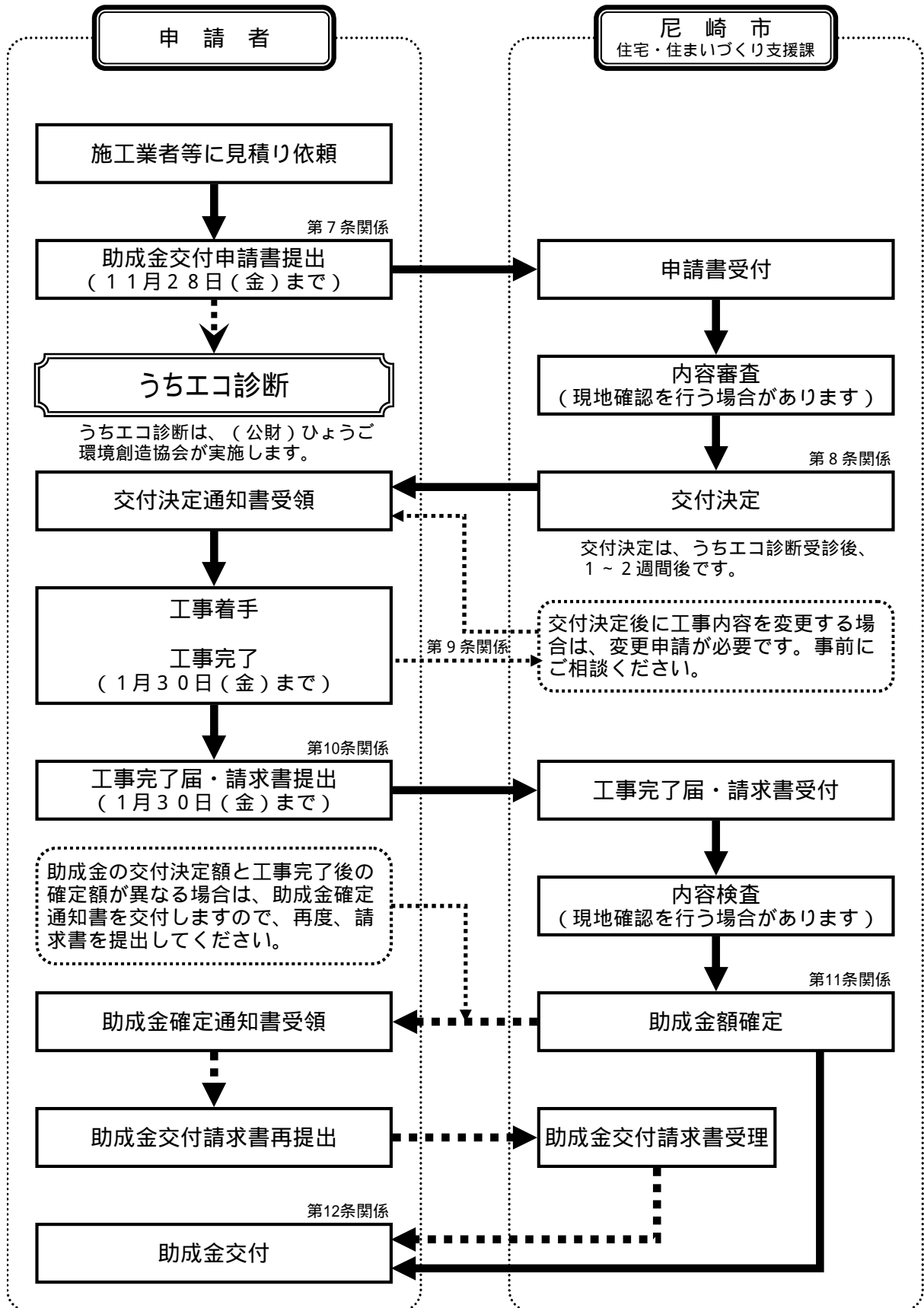
窓の断熱改修工事は1箇所から、窓ガラスの交換は1枚から助成対象です。また、床や屋根・天井、外壁の断熱改修工事の【該当する部位全体】とは、床、屋根・天井であれば、施工する居室の全面、外壁であれば、施工する居室の外気に接する面の全面です。なお、部位別に定める最低使用量以上の断熱材を使用する必要があります。

共同住宅の床や屋根・天井、外壁の断熱改修工事は助成の対象外です。また、共同住宅の窓の断熱改修工事等には、管理組合等の承認が必要です。

別表2の創エネルギー設置工事を行うには、別表1の工事を行う必要があります。なお、申請年度内であれば、工事時期や施工業者が異なってもかまいません。

助成金の交付は、同一箇所につき1回限りです。

3 助成金交付までの流れ



4 提出書類

助成を申請する時や工事が完了した時は、次の書類を提出してください。訂正する場合もありますので、印鑑のご持参もお願いします。また、次の書類以外にも追加で資料の提出を求められる場合があります。

【申請時】

(1) 住宅エコリフォーム助成金交付申請書（様式第1号）

- ・ 施工業者等が代理申請する場合は、委任状（任意書式）が必要です。

(2) 固定資産税等納税通知書の写し又は建物登記事項証明書

- ・ エコリフォームする住宅を確認するために必要となります。平成26年度の固定資産税等課税通知書の表面と課税明細の写しを提出してください。
- ・ 上記のほか、建物登記事項証明書（3箇月以内に証明されたもの）でも可能です。

(3) うちエコ診断申込書・事前調査票

- ・ うちエコ診断の実施曜日及び実施場所は、火・水・木曜日が市役所（住宅・住まいづくり支援課 北館5階）、土曜日があまがさき環境オープンカレッジ（塚口さんさんタウン3番館6階）です。時間は、午前10時から午前11時、午後1時から午後4時までです。なお、所要時間は45分程度です。

あまがさき環境オープンカレッジとは・・・

環境学習・活動の拠点として、平成26年4月にオープンしました。NPO法人あまがさき環境オープンカレッジにより運営され、環境に関する開かれた学びの場を提供し、市民の環境活動を応援しています。

- ・ あまがさき環境オープンカレッジは、誰でも利用できるオープンなスペースです。このため、診断日によっては、市民等の往来が多い場合がありますのでご了承ください。
- ・ うちエコ診断は、申し込み後に各種データを入力するなど、準備期間が必要です。このため、最短の実施予定日は、申請後の1週間後以降の実施日となります（金曜日に申請された方は、翌週の土曜日が最短の実施日となります）。なお、うちエコ診断の混雑具合によっては、さらに期間が必要な場合がありますのでご了承ください。
- ・ うちエコ診断の実施希望日は、第3希望日まで記入してください。後ほど、日程調整等のため、（公財）ひょうご環境創造協会の診断員から連絡させていただきますのでご了承ください。なお、日程が合わない場合は、ご自宅に訪問する「訪問診断」も可能な場合がありますのでご相談ください。
- ・ 診断を速やかに行うため、事前調査表は漏れなく記入してください。特に「個人情報の取り扱い」のチェック欄や「設問5」、「設問9」は記入漏れの無いようお願いいたします。

(4) 助成事業に要する費用の見積書

- ・ 見積書は、発行元（施工業者等）の業者名、代表者名、住所等が記載され、押印したものを提出してください。
- ・ 見積書は、対象工事ごとの金額がわかるように記入してください。
- ・ 他の工事とあわせて助成対象工事を行う場合は、必ず助成対象工事の施工部位（対象工事ごと）と金額がわかるように分けて記入してください。

(5) 助成事業の着手前の状況を示す写真

- ・ 着手前に住宅の全景及び助成対象工事部位ごとに写真を撮影してください。
- ・ 写真は、A4判の用紙に貼り付けるなどし、複数の助成対象工事を行う場合は、助成対象工事ごとに綴ってください。
- ・ 各部位の写真には番号を付け、(6)の計画図面に記載するほか、工事内容記載シート（様式第2号）の番号欄と同一番号としてください。

(6) 助成事業の計画図面

- ・ 計画図面（平面図等）は、助成対象工事の内容がわかるものであれば種類は問いませんが、施工箇所、施工内容及び前号の写真の撮影位置がわかるようにしてください。
- ・ 計画図書には、施工箇所ごとに(5)で付けた番号を記入してください。

(7) 使用する材料等が、本市が指定する仕様・性能等を備えることがわかる書類

- ・ カタログの写し等を提出してください。

(8) 工事内容記載シート（様式第2号）

- ・ 工事内容記載シートは、【施工部位】が計画図書のどの部分かを確認するためのシートです。よって、【番号】は、(5)や(6)で付けた写真等の番号と必ず同一番号としてください。

(9) 工事許可申請書・承認書（様式第3号）

- ・ 共同住宅の窓の断熱改修工事等を実施する場合には、管理組合等の承認を助成の条件としています。該当する場合には、必ず承認書を提出してください。

(10) 法人登記事項証明書の写し

- ・ 市内業者か確認するために必要となります。3箇月以内に証明されたものを提出してください。なお、市外業者が施工する場合は不要です。

(11) その他

- ・ 本助成事業は、市県民税を滞納していないことを条件としています。平成25年度に尼崎市以外で課税された方（平成25年1月1日時点で尼崎市以外に居住されていた方）は、課税された市町村の平成25年度の市県民税納税証明書を提出してください。

【工事完了時】

(1) 住宅エコリフォーム工事完了届（様式第5号）

(2) 助成事業に要した領収書等の写し

- ・ 領収書等は、対象工事ごとの金額がわかるように記入してください。また、印は、見積書と同一のものとしてください。
- ・ 他の工事とあわせて助成対象工事を行った場合は、必ず助成対象工事の施工部位（対象工事ごと）と金額がわかるように分けて記入してください。

(3) 工事完了箇所の写真及び当該写真の撮影位置がわかる書類

- ・ 写真は、撮影日、撮影箇所、現場名等を記載した黒板等と一緒に撮影してください。
- ・ 工事前後の状態がわかるよう、できるだけ工事前と同一アングルで撮影してください。
- ・ 工事写真は、申請時と同一の番号を付けてください。
- ・ 内窓設置、外窓交換の場合は、既存の建具との関係がわかるように撮影してください。
- ・ 床、屋根・天井、外壁の断熱改修工事は、断熱材の厚みがわかるよう、メジャー等をあてた施工中の写真を提出してください。
- ・ 写真は、A4判の用紙に貼り付けるなどし、複数の助成対象工事を行う場合は、助成対象工事ごとに綴ってください。

(4) 使用した材料等の出荷証明書又は納品書等の写し

- ・ 申請内容と異なっていないか確認するために必要となります。使用した建具（外寸を記載したもの）や材料メーカー等が発行した出荷証明書や納品書、性能証明書等を提出してください。

(5) 住宅エコリフォーム助成金請求書（様式第6号）

- ・ 助成金を交付するために必要となります。

5 助成金の取り消し等について

次のいずれかに該当するときは、助成金の取り消しや返還を求める場合がありますのでご了承ください。

- (1) 助成金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき
- (2) 偽りその他不正の手段により助成金の交付の決定又は助成金の交付を受けたとき
- (3) 市長が相当と認める事由があったとき。

6 その他の注意事項

(1) 途中で工事内容を変更する場合

交付決定後に助成対象工事を追加したいときや助成対象工事を取りやめたいときは、変更申請が必要です。助成対象工事を追加する場合も変更申請の交付決定後でなければ助成の対象となりませんのでご注意ください。また、予算が上限に達していれば、変更申請を受け付けない場合もあります。工事内容を変更しようとする場合は、事前にご相談ください。

(2) 申請した内容と工事完了後の内容が異なっていた場合

本助成事業は、事前に本市が指定する仕様・性能等を有する工事であるかどうかを審査し、工事完了後にその内容を確認した上で助成金を交付するものです。このため、工事完了後の検査で、申請内容と異なっていることが確認できた場合等には、助成金を減額等する場合があります。

7 対象工事別助成金額及び注意点

窓の断熱改修工事（内窓設置、外窓交換）

<p>助成金額</p>	<p>小（0.2㎡以上1.6㎡未満）： 7,000円/箇所 中（1.6㎡以上2.8㎡未満）： 12,000円/箇所 大（2.8㎡以上）： 18,000円/箇所 市内業者が施工した場合は、1.5倍になります。 窓の面積は外寸で算出してください。</p>
<p>仕様・性能等</p>	<p>【内窓設置】 外部に面した既存の建具の内側に内窓を設置し、改修後の窓をガラス単板入り建具の二重構造とするもの、又はこれと同等以上の性能を有するもの。 【外窓交換】 外部に面した既存の建具を建具枠と共に交換又は外部に面する建具を新設するもので、改修後の窓ガラスを下記のガラスとしたもの。</p>
<p>必要書類等の 注意点</p>	<p>【申請時】 助成事業に要する費用の見積書 ・見積書は、発行元（施工業者等）の業者名、代表者名、住所等が記載されていますか。 ・見積書は、対象工事ごとの金額がわかるように記載されていますか。 助成事業の着手前の状況を示す写真 ・着手前に住宅の全景及び助成対象工事の部位ごとに写真を撮影しましたか。 ・写真は、A4判の用紙に貼り付けるなどし、複数の助成対象工事を行う場合は、助成対象工事ごとに綴りましたか。 ・各部位の写真には番号を付け、工事内容記載シート（様式第2号）の番号欄と同一番号としましたか。 助成事業の計画図面 ・計画図面（平面図等）は、施工箇所、施工内容及び写真の撮影位置がわかるようにしましたか。 ・計画図書には、施工箇所ごとに上記で付けた番号を記入しましたか。 使用する建具の仕様・性能等がわかる書類 ・カタログ等の写しを用意しましたか。 【完了時】 助成事業に要した領収書等の写し ・領収書等は、対象工事ごとの金額がわかるように記入されていますか。また、印は、見積書と同一ですか。 ・他の工事とあわせて助成対象工事を行った場合は、助成対象工事の施工部位（対象工事ごと）と金額がわかるように分けて記入されていますか。 工事完了箇所の写真及び当該写真の撮影位置がわかる書類 ・写真は、撮影日、撮影箇所、現場名等を記載した黒板等と一緒に撮影しましたか。 ・工事前後の状態がわかるよう、できるだけ工事前と同一アングルで撮影しましたか。 ・既存の建具との関係がわかるように撮影しましたか。 ・工事写真は、申請時と同一の番号を付けましたか。 ・その他、綴り方等は、申請時と同様としていますか。 使用した建具の出荷証明書又は納品書等の写し ・出荷証明書は、建具のメーカー等が発行したものですか。 ・納品書は、納品先の場所、商品名、建具の寸法、数量等が記載されていますか。</p>
<p>その他 注意事項</p>	<p>共同住宅の窓の断熱改修工事を実施する場合には、必ず管理組合等の承認書を提出してください。</p>

窓ガラスの交換

<p>助成金額</p>	<p>小(0.1㎡以上0.8㎡未満) : 2,000円/箇所 中(0.8㎡以上1.4㎡未満) : 4,000円/箇所 大(1.4㎡以上) : 7,000円/箇所 市内業者が施工した場合は、1.5倍になります。 ガラスの面積は外寸で算出してください。</p>
<p>仕様・性能等</p>	<p>改修後の窓ガラスを、以下の仕様のいずれかとするもの、又はこれと同等以上の性能を有するもの。 (1) ガラス単板2枚(中間空気層12mm以上)入り建具 (2) 複層ガラス(空気層6mm以上)入り建具 (3) ガラス入り建具で、ガラス中央部の熱貫流率が4.0以下</p>
<p>必要書類等の 注意点</p>	<p>【申請時】 助成事業に要する費用の見積書 ・見積書は、発行元(施工業者等)の業者名、代表者名、住所等が記載されていますか。 ・見積書は、対象工事ごとの金額がわかるように記載されていますか。 助成事業の着手前の状況を示す写真 ・着手前に住宅の全景及び助成対象工事の部位ごとに写真を撮影しましたか。 ・写真は、A4判の用紙に貼り付けるなどし、複数の助成対象工事を行う場合は、助成対象工事ごとに綴りましたか。 ・各部位の写真には番号を付け、工事内容記載シート(様式第2号)の番号欄と同一番号としましたか。 助成事業の計画図面 ・計画図面(平面図等)は、施工箇所、施工内容及び写真の撮影位置がわかるようにしましたか。 ・計画図書には、施工箇所ごとに上記で付けた番号を記入しましたか。 使用するガラスの仕様・性能等がわかる書類 ・カタログ等の写しを用意しましたか。 【完了時】 助成事業に要した領収書等の写し ・領収書等は、対象工事ごとの金額がわかるように記載されていますか。また、印は、見積書と同一ですか。 ・他の工事とあわせて助成対象工事を行った場合は、助成対象工事の施工部位(対象工事ごと)と金額がわかるように分けて記入されていますか。 工事完了箇所の写真及び当該写真の撮影位置がわかる書類 ・写真は、撮影日、撮影箇所、現場名等を記載した黒板等と一緒に撮影しましたか。 ・工事前後の状態がわかるよう、できるだけ工事前と同一アングルで撮影しましたか。 ・工事写真は、申請時と同一の番号を付けましたか。 ・その他、綴り方等は、申請時と同様としていますか。 使用したガラスの出荷証明書又は納品書等の写し ・出荷証明書は、メーカー等が発行したものですか。 ・納品書は、納品先の場所、商品名、寸法、数量等が記載されていますか。</p>
<p>その他 注意事項</p>	<p>共同住宅の窓ガラスの交換を実施する場合には、必ず管理組合等の承認書を提出してください。</p>

床、屋根・天井、外壁の断熱改修工事

助成金額	床の断熱改修工事 : 50,000円/式 屋根・天井の断熱改修工事 : 30,000円/式 外壁の断熱改修工事 : 100,000円/式 市内業者が施工した場合は、1.5倍になります。															
仕様・性能等	該当する部位全体を対象とし、部位別に定める最低使用量以上の断熱材を使用すること。 <table border="1" data-bbox="421 501 1382 636"> <thead> <tr> <th rowspan="2">熱伝導率 [W / (m・K)]</th> <th colspan="3">最低使用量 (㎡)</th> </tr> <tr> <th>外壁</th> <th>屋根・天井</th> <th>床</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>0.052 ~ 0.035</td> <td>6.0</td> <td>6.0</td> <td>3.0</td> </tr> <tr> <td>0.034以下</td> <td>4.0</td> <td>3.5</td> <td>2.0</td> </tr> </tbody> </table> 断熱材の種類は別表3のとおり	熱伝導率 [W / (m・K)]	最低使用量 (㎡)			外壁	屋根・天井	床	0.052 ~ 0.035	6.0	6.0	3.0	0.034以下	4.0	3.5	2.0
熱伝導率 [W / (m・K)]	最低使用量 (㎡)															
	外壁	屋根・天井	床													
0.052 ~ 0.035	6.0	6.0	3.0													
0.034以下	4.0	3.5	2.0													
必要書類等の 注意点	<p>【申請時】</p> <p>助成事業に要する費用の見積書</p> <ul style="list-style-type: none"> ・見積書は、発行元（施工業者等）の業者名、代表者名、住所等が記載されていますか。 ・見積書は、対象工事ごとの金額がわかるように記載されていますか。 <p>助成事業の着手前の状況を示す写真</p> <ul style="list-style-type: none"> ・着手前に住宅の全景及び助成対象工事の部位ごとに写真を撮影しましたか。 ・写真は、A4判の用紙に貼り付けるなどし、複数の助成対象工事を行う場合は、助成対象工事ごとに綴りましたか。 ・各部位の写真には番号を付け、工事内容記載シート（様式第2号）の番号欄と同一番号としましたか。 <p>助成事業の計画図面</p> <ul style="list-style-type: none"> ・計画図面（平面図等）は、施工箇所、施工内容及び写真の撮影位置がわかるようにしましたか。 ・計画図書には、施工箇所ごとに上記で付けた番号を記入しましたか。 <p>使用する断熱材の仕様・性能等がわかる書類（その1）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・カタログ等の写しを用意しましたか。 <p>【施工中】</p> <p>使用する断熱材の仕様・性能等がわかる書類（その2）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・写真は、撮影日、撮影箇所、現場名等を記載した黒板等と一緒に撮影しましたか。 ・断熱材の厚みがわかるよう、メジャー等をあてた工事中的写真を撮影しましたか。 ・断熱材の種類等がわかるよう、現場搬入時に、品名、型番等がわかる写真を撮影しましたか。 <p>【完了時】</p> <p>助成事業に要した領収書等の写し</p> <ul style="list-style-type: none"> ・領収書等は、対象工事ごとの金額がわかるように記載されていますか。また、印は、見積書と同一ですか。 ・他の工事とあわせて助成対象工事を行った場合は、助成対象工事の施工部位（対象工事ごと）と金額がわかるように分けて記入されていますか。 <p>工事完了箇所の写真及び当該写真の撮影位置がわかる書類</p> <ul style="list-style-type: none"> ・写真は、撮影日、撮影箇所、現場名等を記載した黒板等と一緒に撮影しましたか。 ・工事前後の状態がわかるよう、できるだけ工事前と同一アングルで撮影しましたか。 ・工事写真は、申請時と同一の番号を付けましたか。 ・その他、綴り方等は、申請時と同様としていますか。 <p>使用した断熱材の仕様等が確認できる書類</p> <ul style="list-style-type: none"> ・出荷証明書や納品書、性能証明書等の写しを用意しましたか。 															
その他注意事項																

創エネルギー機器設置工事

助成金額	太陽熱利用システム : 30,000円/式 ガス発電・給湯暖房システム(エコウィル) : 50,000円/式 家庭用燃料電池(エネファーム) : 70,000円/式 市内業者が施工した場合は、1.5倍になります。
仕様・性能等	別表2のとおり
必要書類等の 注意点	<p>【申請時】</p> <p>助成事業に要する費用の見積書</p> <ul style="list-style-type: none"> ・見積書は、発行元(施工業者等)の業者名、代表者名、住所等が記載されていますか。 ・見積書は、対象工事ごとの金額がわかるように記載されていますか。 <p>助成事業の着手前の状況を示す写真</p> <ul style="list-style-type: none"> ・着手前に住宅の全景及び設置場所の写真を撮影しましたか。 ・写真は、A4判の用紙に貼り付けるなどし、複数の助成対象工事を行う場合は、助成対象工事ごとに綴りましたか。 ・各部位の写真には番号を付け、工事内容記載シート(様式第2号)の番号欄と同一番号としましたか。 <p>助成事業の計画図面</p> <ul style="list-style-type: none"> ・計画図面(平面図)は、設置場所及び写真の撮影位置がわかるようにしましたか。 ・計画図書には、施工箇所ごとに上記で付けた番号を記入しましたか。 <p>使用する創エネルギー機器の仕様・性能等がわかる書類</p> <ul style="list-style-type: none"> ・カタログ等の写しを用意しましたか。 <p>【完了時】</p> <p>助成事業に要した領収書等の写し</p> <ul style="list-style-type: none"> ・領収書等は、対象工事ごとの金額がわかるように記載されていますか。また、印は、見積書と同一ですか。 ・型式、日付及び販売業者名が記載された機器の保証書の写しを用意しましたか。 <p>工事完了箇所の写真及び当該写真の撮影位置がわかる書類</p> <ul style="list-style-type: none"> ・写真は、撮影日、撮影箇所、現場名等を記載した黒板等と一緒に撮影しましたか。 ・工事前後の状態がわかるよう、できるだけ工事前と同一アングルで撮影しましたか。 ・機器の設置状況がわかるよう機器全体を撮影しましたか。 ・エコウィル及びエネファームについては、型式及び製造番号記載箇所も撮影しましたか。 ・工事写真は、申請時と同一の番号を付けましたか。 ・その他、綴り方等は、申請時と同様としていますか。
その他 注意事項	

別表3 断熱材の種類例

断熱材区分	熱伝導率 [W/(m・K)]	断熱材の種類例	
A - 1	0.052 ~ 0.051	・吹込み用グラスウール(施工密度 13K、18K) ・タタミボード(15 mm)	・A 級インシュレーションボード(9 mm) ・シージングボード(9 mm)
A - 2	0.050 ~ 0.046	・住宅用グラスウール断熱材 10K 相当	・吹込み用ロックウール断熱材 25K
B	0.045 ~ 0.041	・住宅用グラスウール断熱材 16K 相当 ・住宅用グラスウール断熱材 20K 相当 ・A 種ビーズ法ポリスチレンフォーム保温板 4 号	・A 種ポリエチレンフォーム保温板 1 種 1 号 ・A 種ポリエチレンフォーム保温板 1 種 2 号
C	0.040 ~ 0.035	・住宅用グラスウール断熱材 24K 相当 ・住宅用グラスウール断熱材 32K 相当 ・高性能グラスウール断熱材 16K 相当 ・高性能グラスウール断熱材 24K 相当 ・高性能グラスウール断熱材 32K 相当 ・吹込用グラスウール断熱材 30K、35K 相当 ・住宅用ロックウール断熱材(マット) ・ロックウール断熱材(フェルト) ・ロックウール断熱材(ボード) ・A 種ビーズ法ポリスチレンフォーム保温板 1 号 ・A 種ビーズ法ポリスチレンフォーム保温板 2 号	・A 種ビーズ法ポリスチレンフォーム保温板 3 号 ・A 種押出法ポリスチレンフォーム保温板 1 種 ・建築物断熱用吹付け硬質ウレタンフォーム A 種 3 ・A 種ポリエチレンフォーム保温板 2 種 ・A 種フェノールフォーム保温板 2 種 1 号 ・A 種フェノールフォーム保温板 3 種 1 号 ・A 種フェノールフォーム保温板 3 種 2 号 ・吹込用セルローズファイバー 25K ・吹込用セルローズファイバー 45K、55K ・吹込用ロックウール断熱材 65K 相当
D	0.034 ~ 0.029	・高性能グラスウール断熱材 40K 相当 ・高性能グラスウール断熱材 48K 相当 ・A 種ビーズ法ポリスチレンフォーム保温板特号 ・A 種押出法ポリスチレンフォーム保温板 2 種 ・A 種硬質ウレタンフォーム保温板 1 種	・建築物断熱用吹付け硬質ウレタンフォーム A 種 1 ・建築物断熱用吹付け硬質ウレタンフォーム A 種 2 ・A 種ポリエチレンフォーム保温板 3 種 ・A 種フェノールフォーム保温板 2 種 2 号
E	0.028 ~ 0.023	・A 種押出法ポリスチレンフォーム保温板 3 種 ・A 種硬質ウレタンフォーム保温板 2 種 1 号 ・A 種硬質ウレタンフォーム保温板 2 種 2 号	・A 種硬質ウレタンフォーム保温板 2 種 3 号 ・A 種硬質ウレタンフォーム保温板 2 種 4 号 ・A 種フェノールフォーム保温板 2 種 3 号
F	0.022 以下	・A 種フェノールフォーム保温板 1 種 1 号	・A 種フェノールフォーム保温板 1 種 2 号

断熱材は、ノンフロンのもに限る。

8 申請書類チェック表

書類を申請するときは、必ず次の書類がそろっているか確認してください（各項目の を☑するなどして確認してください）。また、提出する書類や写真等は、「7 対象工事別助成金額及び注意点」の「必要書類等の注意点」で確認し、提出漏れや記載漏れのないように注意してください。

【申請時】

- (1) 住宅エコリフォーム助成金交付申請書（様式第1号）
- (2) 固定資産税等納税通知書の写し又は建物登記事項証明書
- (3) うちエコ診断申込書・事前調査票
- (4) 助成事業に要する費用の見積書
- (5) 助成事業の着手前の状況を示す写真
- (6) 助成事業の計画図面
- (7) 使用する材料等が、本市が指定する仕様・性能等を備えることがわかる書類
- (8) 工事内容記載シート（様式第2号）
- (9) 工事許可申請書・承認書（様式第3号）
（共同住宅の窓の断熱改修工事等を実施する場合）
- (10) 法人登記事項証明書の写し
- (11) その他
（平成25年度に尼崎市以外で課税された方は、課税された市町村の納税証明書）

【工事完了時】

- (1) 住宅エコリフォーム工事完了届（様式第5号）
- (2) 助成事業に要した領収書等の写し
- (3) 工事完了箇所の写真及び当該写真の撮影位置がわかる書類
- (4) 使用した材料等の出荷証明書又は納品書等の写し
- (5) 住宅エコリフォーム助成金請求書（様式第6号）